

加治川漁業協同組合内共第6号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、加治川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第6号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ及びさくらますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、ごろかけによる遊漁の場合には口頭又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によりしなければならない。さくらます遊漁に関しては紙面の事前送付によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、ごろかけによる遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
さくらます漁 竿釣	1人1本、年間 100人

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月16日から9月30日まで及び10月8日から11月30日までの期間で組合が定めて公表する期間

いわな・やまめ	3月1日から9月30日まで 但し、第一頭首工より下流の加治川本流の区域は5月1日から9月30日まで
さくらます	3月16日から5月31日まで

(遊漁区域)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種についてはイ欄に掲げる区域内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 遊 漁 区 域
さくらます	第二頭首工下流端より下流の区域。但し、第三床止工より下流300mの区域を除く。

(禁止区域)

第6条 第4条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
新発田市地内加治川右岸頭首工（旧大庄屋江頭首工）堰堤上流端から上流50m、下流端から下流100mの間の区域（魚道を含む）。 新発田市地内加治川第一頭首工堰堤上流端から上流50m、下流端から下流150mの間の区域（魚道を含む）。 新発田市地内加治川第二頭首工堰堤上流端から上流150m、下流端から下流300mの間の区域（魚道を含む）。 新発田市滝谷地内飯豊川第二発電所（風穴発電所）堰堤上流端から上流100m、下流端から下流150mの間の区域。	1月1日から 12月31日まで

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
いわな・やまめ	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

一 手釣、竿釣、ごろかけによる遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料（税込）
あゆ・いわな・やまめ	手釣・竿釣 ごろかけ（あゆ）	1日 2,000円
		1年 8,000円
いわな・やまめ	手釣・竿釣	1日 1,000円
		1年 5,000円

二 その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料（税込）
さくらます	竿釣	期間券 20,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又はオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 加治川漁業協同組合事務所（新発田市住田 510 番地 新発田市加治川支所内）
- (2) その他 加治川漁業協同組合が指定する釣具店等の遊漁承認証販売所

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認期間
- (2) 魚種
- (3) 漁具・漁法
- (4) 遊漁料の額
- (5) 発行者名

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した組合員承認証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名・住所
- (2) 有効期限
- (3) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第13条 この漁場区域及び表アに掲げる全ての漁場区域において、表イ左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第11号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第13号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第14号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第15号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第17号
加治川	内共第6号	能生川	内共第18号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第19号
		海川	内共第20号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第21号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	羽茂川	内共第22号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第10号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料 1ヶ年	適用範囲
こい、ふな、にじます、うなぎ、いわな、やまめ、かじか、うぐい	竿釣	13,200円 (税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円 (税込)	県下一円

2 前項で規定する遊漁料の納付及び県内共通遊漁承認証の交付は、表ウの場所又は漁連及び表ウに規定する組合の指定する釣具店、オンラインシステム等において行うものとする。なお、県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15番1号
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245番地1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区新鼻甲265
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町豊川甲236番地 阿賀町役場上川支所内
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417番地
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967番地
加茂川漁業協同組合	加茂市大字長谷121番地
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651番地
刈谷田川漁業協同組合	長岡市栃堀6044番地
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝壬1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根798番地2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2丁目1-38 1F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川661番地
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801番地
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659

3 県内共通遊漁証に記載する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(行政庁の認可日：令和6年1月1日)

附 則

この規則は、令和7年3月26日から施行する。

(行政庁の認可日：令和7年3月26日)